

国家標準と特許に関する管理規定 (意見募集稿)

2012年12月17日発表

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

国家標準に関わる特許の管理規定（暫定施行）

（意見募集原稿）－中文版

一、 総則

（一）国家標準の特許に関わる問題を適切に処理し、国家標準の管理業務を規範化させ、イノベーションを奨励し、国家標準における新技術の合理的採用を促進し、一般公衆と特許権者及び関連権利者の合法的權益を保護し、国家標準の効果的な実施を保障するために、《中華人民共和国標準化法》、《中華人民共和国特許法》と《国家標準管理弁法》などの関連法律法規と規則に基づいて、本規定を制定する。

（二）本規定は、国家標準の制定・改正及び実施において、特許に関わる問題への処置に適用する。

（三）本規定にいう特許は、有効な特許と特許出願を含む。

（四）国家標準に関わる特許は、必須特許、すなわち、当該標準の実施に不可欠な特許でなければならない。

（五）国务院の標準化行政主管部門は、国家標準が特許に関わるか否かを識別することに責任を負わず、特許権者／特許出願人より提出された資料の信憑性、国家標準に関わる特許の有効性及び特許出願の範囲などについて鑑別することに責任を負わない。

二、特許情報の開示

（一）国家標準の制定・改正に参加する組織又は個人は、既知の必須特許を適時に專業標準化技術委員会又は担当機構に開示し、特許情報及び相応する証明資料を提供しなければならない。

(二) 標準の制定・改正に参加しない組織又は個人が、当該標準の制定・改正過程におけるあらゆる段階において、既知の必須特許を開示し、かつ関連する特許情報を書面にて関連する專業標準化技術委員会又は担当機構に通知することを奨励する。

(三) 国務院の標準化行政主管部門は、国家標準プロジェクト提案について意見を募集する場合に、專業標準化技術委員会又は担当機構より提出された国家標準プロジェクト提案に関わる特許の状況を公表しなければならない。

(四) 標準の制定・改正に参加する組織又は個人が、前述した要求に従って、その保有する必須特許を開示しなかった場合、相応する法的責任を負わなければならない。

三、特許実施許諾声明

(一) 制定・改正される過程にある国家標準が特許に関わる場合、專業標準化技術委員会又は担当機構は、適時に特許権者／特許出願人による特許実施許諾声明を取得しなければならない。当該声明は、特許権者／特許出願人が以下の三項目の内容の中から選択した一項目でなければならない。

1. 特許権者／特許出願人は、合理的かつ無差別な条件に基づいて、当該国家標準を実施するすべての組織又は個人が、無料でその特許を実施することを許諾することに同意する。

2. 特許権者／特許出願人は、合理的かつ無差別な条件に基づいて、当該国家標準を実施するすべての組織又は個人が、その特許を実施することを許諾することに同意する。

3. 特許権者／特許出願人は、前述の二方式による特許実施許諾に同意しない。

(二) 特許権者／特許出願人が3を選択した場合、標準は、当該特許に基づく条項を含んではならない。

(三) 特許に関わる国家標準を申告するときに、專業標準化技術委員会又は担当機構は、国務院の標準化行政主管部門に特許情報、証明資料及び特許実施許諾声明を同時に提出しなければならない。特許に関わるが、特許実施許諾声明を取得していない国家標準草案の公布は、暫時許可しない。

(四) 国家標準が公布されてから、標準が特許に関わるが、特許実施許諾がないことを発見した場合、国務院の標準化行政主管部門は、專業標準化技術委員会又は担当機構に対して、決められた期間内に特許権者／特許出願人による特許実施許諾声明を取得し、かつ国務院の標準化行政主管部門に報告させなければならない。特許権者／特許出願人が、前述の特許実施許諾声明を拒絶する場合、国務院の標準化行政主管部門は、特許に関わる当該国家標準の実施を暫時停止させ、相応する專業標準化技術委員会又は担当機構に当該標準を改正させなければならない。

(五) すでに專業標準化技術委員会又は担当機構に使用許諾声明を提出した特許について、特許権者／特許出願人が、その特許を譲渡又は移転する場合、特許権者／特許出願人は、特許譲受人が当該特許実施許諾声明に拘束されることを保証しなければならない。

四、強制国家標準が特許に関わる場合の特別な要求

(一) 強制国家標準は、原則的に特許に関わらない。

(二) 強制国家標準が、確実に特許に関わる必要がある場合、国務院の標準化行政主管部門、国務院特許行政部門と関連部門は、特許権者／特許出願人と共同で、特許の処置について協議しなければならない。一致した特許処置の結果が得られなかった場合、相応する国家標準の公布を暫時許可しない。

(三) 国務院の標準化行政主管部門は、特許に関わる強制国家標準の公布が許可される前に、標準の全文と既知の特許情報を 30 日間公示しなければならない。あらゆる組織又は個人も、既知その他の特許情報について書面にて国務院の標準化行政主管部門に通知することができる。

五、付則

(一) 国際標準化機構 (I S O) と国際電気標準会議 (I E C) による国際規格を同等に採用して国家標準を制定する場合、当該国際規格に関わる特許の実施許諾声明は、依然として国家標準に適用する。それ以外において、国際規格を採用する場合には、一、二、三及び四の規定に従って処理しなければならない。

(二) 制定・改正される国家標準が特許に関わる場合、特許情報の開示と特許実施許諾声明の具体的な実施は、GB/T『標準制定の特別プロセス 第1部分：特許に関わる標準』の要求に従って行う。

(三) 国家標準文書における特許情報に関する編纂要求は、GB/T 1『標準化業務ガイドライン』の規定に従って執行する。

(四) 業界標準と地方標準の制定・改正が特許に関わる場合、本規定を参考に処理してよい。

(五) 国務院の標準化行政主管部門が本規定の解釈に責任を負う。

(六) 本規定は 201 年 月 日から実施する。

出所：

2012年12月19日付け国家標準化管理委員会ホームページ中の意見募集稿（中文版）を基に、JETRO 北京事務所にて日本語仮訳を作成。

http://www.sac.gov.cn/gybzheb/zxtz_850/201212/t20121219_130448.htm